

## 〈研究ノート〉

### ヨーロッパ・地中海国際共同体

山内進

#### 一 新しい国際法史

国際法の歴史はヨーロッパ国際法の歴史である、という「常識」がある。この「常識」は、近代国際法の母体は近世のヨーロッパ国際法、いわゆる「ヨーロッパ公法」(*ius publicum europaeum, droit public de l'Europe*)であり、その「ヨーロッパ公法」自身は「近代国際法の父」フーゴー・グロティウスと彼の思想の影響を強く受けたウェストフリア条約によって形成された、という歴史認識のうえに立脚している。

しかし、この「常識」的な歴史認識は、現在、新しい国際法史の論者たちによって様々な形で疑問を呈されている。グレーヴェ教授によれば、とくに下記の三点が重要である。<sup>(1)</sup>

①グロティウスを「近代国際法の父」とみなし、ウェストフリア条約を近代国際法の出发点とみなすのは間

違っている。

②国際法の起源はより古く、しかも地域的により広い範囲に及ぶ。

③「ヨーロッパ公法」が即国際法であったという事実もない。当時のヨーロッパは、とくにアジア・アフリカ世界と緊密な国際的関係をつくり上げていた。

この三点は、いずれも近・現代国際法の歴史的性格を理解するうえで決定的に重要な論点である。また、国際社会とその法が一面ですぐれてヨーロッパ的でありながら、他面で多元的なものへの志向を示している現在、この論点があります重要性を帯びつつあることも明らかである。

その意味において、論点の②と③の問題はとりわけ興味深いように思われる。これまでの国際法史研究がその視界をヨーロッパのうちにとどめるものであったのに対し、それはより広い視野からまさに多様な文明や文化との関わりの中に国際法の歴史を捉え直すものだからである。

②の分析視角はすでにドイツのグライザー教授によって先鞭をつけられているが、<sup>(2)</sup>日本でも鈴木重教授や古賀幸久教授が先駆的な研究成果をあげており、注目される。まず、鈴木教授によれば、世界規模での近代国際体系の成立以前においては、複数の文化世界が併存し、それがそれぞれ独自の「自己完結的な国際体系」を形成していた。それゆえ、

近代西欧的なグローバルな国際体系への拡大過程は、「西欧内在的な視点からのみでなく、当時地球上に併存していた諸国際体系、とりわけイスラム国際体系との関係において捉えられねばならない」<sup>3)</sup>。さらに、古智教授もまた、「一六世紀に萌芽がみられた西欧国際法もイスラム国際法から強い影響をうけていた」という興味深い指摘を行っている。

このような立場はまた、③の論点と結びつく。③の見解は、複数の文化世界は互いに無関係ではありえず、しばしば緊張・対立関係に立ったが、それにとどまらずまた相互に交流し密接な関係、時には国際法的諸関係をおりなしたというものである。その代表的な論者であるアレクサンドロヴィツ教授は、近世におけるアジア諸国とヨーロッパとの間に取り交わされた様々な取引や慣行、条約の締結を明らかにし、そこには相互的な権利・義務関係があったこと、「法的な真空状態のうちにとどまりえない商業的・政治的諸関係のネットワーク」があったことを強調した。国際司法裁判所もまた、一九六〇年、*Dadra and Nagar-Aveli* という孤立領土の間のポルトガルの通行権をめぐるインドとポルトガルとの係争に際してこの事実を認め、*Marra-ta* とポルトガルとの間に締結されたブーナ条約（一七七九年）を語の完全な意味での国際法上の条約とみなし、その法的拘束力を認めている<sup>6)</sup>。さらに、モーザー、ユステイ、マルテンスなど一八世紀ヨーロッパの学者たちも、それぞれ

基本的立場は異にしつつも、等しくヨーロッパとアジア諸国との条約や法的な関係を尊重する認識を示している。ここに見られるのは、紛れもなく国際法的関係である。それゆえ、このような事実をいっさい無視して、ただヨーロッパにおいてのみ国際法の発展があったとするのは明らかに不当であろう。

## 二 ヨーロッパ・地中海国際共同体

国際法とその観念の歴史をヨーロッパ以外の地域にも認める立場は、これを多元主義と呼ぶことができる。しかし、この多元主義は、従来のヨーロッパ中心（一元）主義を批判する点で有益であるとはいえ、ただ単にその立場に終始するならば不十分なものにとどまらざるをえないであろう。重要なことは、偉大な諸文化の併存とその世界内での国際法の存在を認めることだけではなく、それらが互いに関係をもち、ヨーロッパを中心とする国際法の発展に大きく寄与したことを明らかにすることである。

その意味において、中・近世の「地中海世界とその周辺」は、国際法の発展にとってもかなり重要な歴史・地理的空間であると思われる。なぜなら、それは、ヨーロッパとビザンツとイスラムという三つの大文化圏が互いに直に接触する空間であり、それらの文化世界はこの地中海を対立と交流のいわば結晶核として向かい合い続けたからである。

周知のように、ヨーロッパとイスラムはしばしば地中海を舞台に抗争を続けた。両者は互いに戦い、殺し、奪いあった。戦士や住民はしばしば捕虜となり、奴隷とされた。一見すると、そこにはなんのルールもない、異民族・異教徒集団相互の暴力行為、いわば「殲滅戦争」(カール・シュミット)だけがあるかのようである。しかし、レバント沖の海戦の帰路、イスラムに捕らえられた文豪セルバンテスが買い戻しによって帰国できたという事実が示しているように、両者の間にはそれなりのルールが存在していた。少なくとも、捕虜の買い戻しという慣行はかなり一般的に、そしてしばしば組織的に行われている。<sup>9)</sup>

イタリアの国際法学者アゴ教授によれば、そのような慣行は捕虜の買い戻しにとどまらない。戦争の人道化や紛争の平和的解決(第三者による調停や仲裁裁判)、停戦や休戦条約の締結、使節の不可侵権の尊重、商業条約の締結(商人の居住権、交易のために滞在する外国人商人の安全保障、船舶の安全、関税の賦課等)が広範にみられたという。これは、八世紀から近世にいたるまで、地中海を舞台に行われたヨーロッパと非ヨーロッパとの緊密な国際法的関係であり、「ヨーロッパ・地中海地域の実践」のなかで定着していった法的慣行・規則である。アゴ教授の言葉をえば、この歴史的空間こそ、「間国家的共同体」としての「ヨーロッパ・地中海国際共同体」にはかならない。<sup>10)</sup>

### 三 ヨーロッパ・地中海国際共同体論の意義

中・近世の時代に「地中海とその周辺」がかなり緊密な結びつきをもっていたことは確かだといってよい。むしろこの「国際共同体」は競争と抗争を繰り返した異質な文化圏の錯綜する空間であるから、同質的な共同体ではない。それは、むしろ多元的である。しかし、アゴはそこに「ヨーロッパ・地中海世界の様々な国家をすべて包括する国際共同体」の特質を認める。これは、まさしく「一つの多元的な共同体」なのである。

このような国際共同体は、多様な政治的共同体の個別的な利益追求、そしてむしろそれゆえにしばしば社会・経済・政治的差異や宗教的・精神的差異を越えた「共存」の現実的必要性にその基礎を有しているという。

たしかにアゴが主張するように、法は同一の宗教、同一の道徳・法観念を有する同一の文化圏の内部においてしか通用しえないものではない。むしろ、同一の文化圏内においてより緊密な(国際)法体系を構築しうるものであることは論をまたないが、他文化圏とのより緩やかでより多元的な法体系を形成することは不可能ではない。ヨーロッパ・地中海国際共同体論の最大の意義は、そのような法のネットワークをめぐる国際共同体が地中海を仲立ちとして中・近世に成立、発展したとの認識を示し、国際法と

その観念の歴史においてヨーロッパ主義とも反ヨーロッパ主義とも一線を画した観念のありうることを示したところにある。もっとも、その主張の正否それ自体は別である。アゴーの問題提起は今後の歴史的研究のなかでより精密に考察されねばならないであろう。

- (1) W. G. Grewe, *Vom europäischen zum universalen Völkerrecht*, ZaöRV 42-3(1982), S. 449-451 ff.
- (2) W. Preiser, *Die Völkerrechtsgeschichte, ihre Aufgabe und ihre Methode*, Wiesbaden, 1964.
- (3) 鈴木重「イスラム国際体系」有賀貞他編『国際政治の理論』(東京大学出版会)所収、九五頁。
- (4) 古賀幸久『イスラム国家の国際法規範』(勁草書房)、九頁。参照、真田芳憲『イスラム法の精神』(中央大学出版部)、一九九頁以下。

- (5) C. H. Alexandrowicz, *Doctrinal Aspects of the Universality of the Law of Nations*, BYIL 37 (1962), p. 513.
- (6) Case concerning Right of Passage over Indian Territory, I. C. J. Reports, 12 April 1960, p. 35 ff. cf. C. H. Alexandrowicz, *op. cit.*, p. 512.
- (7) C. H. Alexandrowicz, *op. cit.*, p. 506 ff.
- (8) カール・ニコルマン(新田邦夫訳)『大地のノスタルジー』(未来社)、各所。
- (9) 拙著『英蘭の英観念史』(東京大学出版会) 一〇一頁以下。
- (10) R. Ago, *Die pluralistischen Anfänge der internationalen Gemeinschaft*, in: Alfred Verdross (Hrsg.), *Völkerrecht und Rechtsphilosophie*, Berlin, 1980, S. 37 ff.

(一橋大学教授)